

茨城県知事

橋本 昌 様

太陽光発電施設の立地に関する要望書

平成28年 2月22日

笠間市長 山口 伸 樹

日頃より、笠間市政につきまして、ご指導、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当市内においては、現在、大規模な太陽光発電施設が計画されているところではありますが、太陽光発電施設の立地に係る関係法令のほとんどは、急激に増加する太陽光発電施設に関する要件が盛り込まれておらず、また、立地にあたっての地域住民や市町村の意見が反映されにくい状況となっております。

また、現行制度の中で指導・協議を行っていくと、森林伐採や土地の形状変更に起因する土砂災害の発生が危惧され、地域住民の安全が脅かされるとともに、発電事業終了後、調和のとれた現在の豊かな自然環境に回復させることも難しくなるものと考えております。

国においては、「再生可能エネルギー特別措置法」を改正して、現在の固定価格買取制度を見直し、未稼働案件の発生を踏まえた新たな認定制度の創設や、適切な事業実施を確保する仕組みを盛り込むことを今月閣議決定しましたが、改正されたとしても上記の懸念を払拭できるまでには至らないものと考えております。

つきましては、今後、立地地域との合意形成がされないまま大規模な太陽光発電施設が建設されることにより、地域において軋轢を生みだすおそれがあることから、下記の事項について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 土地の利用について

- (1) 県土の適正な土地利用を図るため、事業者が配慮又は遵守すべき事項として、自然公園内や保安林等の太陽光発電施設の立地が不適切な地域等を設定すること。
- (2) 太陽光発電施設及び附属施設の建設にあたっては、都市計画法における開発行為の要件を適用するよう国に対し要望すること。
- (3) 森林法における林地開発許可にあたっては、地域住民や地元自治体の不安を払拭するため、土砂災害や水害の防止、環境の保全等の許可基準に合致しているか慎重に判断すること。

2 環境影響評価について

茨城県環境影響評価条例が適用となる対象事業に、太陽光発電施設に係る要件を追加し、大規模な太陽光発電施設の立地にあたっては、環境影響評価を行うことを事業者に義務付けること。

3 地元や市との合意形成について

茨城県において、太陽光発電施設を含む再生可能エネルギー施設の立地に関する条例又はガイドライン等を制定し、地域住民や地元自治体の意を十分にくみ取れるような制度を検討すること。

笠間市内における太陽光発電施設の設置件数（平成27年10月末現在）

（単位：件）

	太陽光発電設備								合計
	10kW未満		10kW以上						
	うち自家発電設備併設		うち50kW未満	うち50kW以上500kW未満	うち500kW以上1,000kW未満	うち1,000kW以上2,000kW未満	うち2,000kW以上		
導入分 （現在稼働中のもの）	1,664	15	606	557	22	10	17	0	2,270
認定分 （今後建設計画があるもの）	134	2	1,603	1,544	26	17	13	3	1,737
計	1,798	17	2,209	2,101	48	27	30	3	4,007

※ 経済産業省ホームページより

< 参考（市内稼働中の太陽光発電施設の一例） >

名称：第一実業笠間太陽光発電所
 設置場所：福田地内（笠間東工業団地内）
 出力規模：約1.5メガワット（1,500kW）
 面積：33,421㎡（うち発電施設整備面積21,176㎡）
 稼働年月：平成25年2月

< 参考（上位5市の稼働中又は建設計画がある太陽光発電施設の件数） >

	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上	計
行方市	55	2	57
稲敷市	40	3	43
水戸市	32	3	35
笠間市	30	3	33
桜川市	32	1	33